



令和 7 年 5 月 19 日

令和 7 年度 うるま市立小中学校学習者用端末整備事業等に係る
制限付き一般競争入札（事前審査型）の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき、制限付き一般競争入札を実施するので、同令第 167 条の 6 及びうるま市契約規則（平成 19 年うるま市規則第 9 号）第 26 条の規定により次のとおり公告する。

うるま市教育委員会 教育長 嘉手苺 弘美



1 入札に付する事項

- (1) 件 名：令和 7 年度うるま市立小中学校学習者用端末整備事業
- (2) 履 行 場 所：うるま市教育委員会 市内小中学校及び学校教育課
- (3) 履 行 期 限：令和 7 年 8 月 15 日
- (4) 履 行 内 容：別紙「令和 7 年度うるま市立小中学校学習者用端末整備事業仕様書」
のとおり

2 入札参加資格

本業務の入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 本公告時点でうるま市内に本社（本店）（以下「本社等」という。）を有する者又は、支店（支店）、営業所（以下「支社等」という。）を有している者であること。なお、うるま市に支社等を有するものにあつては、本社等の代表者から支社等の責任者へ入札及び契約事務の権限を委任されていること。
- (2) 地方自治法施行令（令和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) うるま市暴力団排除条例（平成 23 年うるま市条例第 23 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。

3 入札参加手続きに関する事項

(1) 提出書類

本業務の入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

- ① 入札参加申込書（様式 1）

- ② 「市税」及び「県税」の滞納がない証明書（提出日前３ヶ月以内に発行したものに限る。写し可）
- ③ 「法人税」「消費税及び地方消費税」納税証明書（その３の３）（提出日前３ヶ月以内に発行したものに限る。写し可）
- ④ 応札製品仕様書（様式 7）。
- ※納品する対象の製造会社名、個数、品番等が記載された資料で事前に仕様書に合致するか確認する為で、場合によっては市担当より確認連絡する場合がある。
- ※製品の仕様が確認できる資料（カタログ等）を添付すること。
- ⑤ 令和 7・8 年度うるま市入札参加資格登録名簿の写し等（うるま市ホームページより貴社の名前が確認できる箇所）。なお、令和 7・8 年度うるま市入札参加資格登録名簿の写し等が提出できない事業所は提出書類一覧表に記載の様式を提出すること。
- ※提出書類一覧表及び指定様式については本市ホームページからダウンロードすること。

(2) 提出方法及び提出先

前項①から⑤の書類を以下まで持参又は郵送すること。

提出先 持参の場合：うるま市役所 西棟 3 階

うるま市教育委員会 学校教育課 学校 ICT 整備係

郵送の場合：〒904-2292 うるま市みどり町 1-1-1

うるま市教育委員会 学校教育課 学校 ICT 整備係

(3) 受付期間

公告日から令和 7 年 5 月 30 日（金）17 時まで

※受付時間は 9 時～17 時（12 時～13 時までの時間を除く）

※土、日、祝祭日は除く

※郵送の場合は、令和 7 年 5 月 30 日必着

(4) その他

- ① 提出された書類の返却はしない。
- ② 提出された書類の受付期間後の差替え及び再提出は認めない。
- ③ 受付期間までに提出書類を提出しない者及び入札参加資格がないと確認された者の入札への参加は認めない。

4 入札参加資格の審査及び結果通知

入札参加資格の適否について、提出された書類等により審査し、その結果を書類等受理日の翌日から起算して 3 営業日以内（土、日、祝祭日を除く）に FAX にて通知する（後日原本を郵送する）。

5 入札参加資格不適格者に対する説明

入札参加資格適否決定の通知で、不適格者と判断された者で不服がある者は、通知（FAX）が到達した日の翌日から起算して 3 営業日以内（土、日、祝祭日を除く）に、市に対して説明を求めることができる。

(1) 説明の申立て

説明を受ける場合は、説明申立書（様式 2）を学校教育課に持参又は FAX で送付する

ことにより行うものとする。

(2) 回答方法

説明を求められたときは、説明申立書を受理した日の翌日から起算して3営業日以内（土、日、祝祭日を除く）に回答書を郵送又はFAXにより行うものとする。

6 仕様書等の閲覧及び質疑応答

(1) 本業務の仕様書は、公告日から令和7年5月30日までの間、本市ホームページにおいて閲覧を供する。

(2) 仕様書に関して質疑がある場合には、質疑書（様式3）に質問事項を記載し、FAXにより送付すること。FAXを送信後は、下記担当に電話連絡し、受信確認を行うこと。

① 質問の受付期間

公告日から令和7年5月26日 正午まで

② FAX番号及び担当者

FAX：098-923-7142

担当者：うるま市教育委員会 学校教育課 学校ICT整備係 山城・町田

③ 質問書様式

本市ホームページからダウンロードすること

(3) 質疑への回答は、令和7年5月28日 17時までに市ホームページに掲載する。

7 入札説明会

実施しない

※別紙「令和7年度うるま市立小中学校学習者用端末整備事業仕様書」及び本公告を確認すること

8 予定価格及び最低制限価格

(1) 予定価格

公表しない

(2) 最低制限価格

設定しない

9 入札の日時及び場所

(1) 入札日時

令和7年6月10日（火）11時00分

※上記時刻までに入札会場に入室していない者は、入札に参加することができない。

(2) 入札場所

うるま市役所 西棟3階 中会議室（学校教育課後ろ）

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の100分の5以上とする。ただし、うるま市契約規則第5条第2項の各号のいずれかに該当すると認められるときは免除する。なお、落札者が契約を締結しないとき

は、その落札は効力を失い、損害賠償金として入札金額の 100 分の 5 を市に納付しなければならない。

(2) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上とする。ただし、うるま市契約規則第 6 条第 2 項の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除する。

11 入札方法

- (1) 入札書は、持参により提出すること。電子メール、電報、郵送又は F A X による入札は認めない。また入札は所定の様式（様式 4）で行う。（市ホームページからダウンロードすること）
- (2) 入札回数は 3 回までとする。（入札書を 3 枚以上用意すること）
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札書には、入札者の住所、氏名、入札金額を記入の上、必ず押印すること。なお、入札書の訂正は無効とする。
- (5) 入札金額は、アラビア文字（0、1、2、3……）でペン又はボールペンで記入し、金額の頭には必ず「¥」をつけ、消費税を含めない金額を記入すること。
- (6) 入札に代理人が参加する場合は、入札前に委任状（様式 5）を提出すること。
- (7) 開札は、入札後直ちに同じ場所で行う。
- (8) 入札日当日、内訳書（様式 8）を提出すること。内訳書の提出がない場合、当該入札に参加することはできない。

12 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で、最低の金額をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が 2 者以上の場合は、くじにより落札者を決定する。この場合、当該入札者はくじを引くことを辞退することはできない。

13 契約締結の期限

落札者は、落札決定の日から起算して 7 日以内に契約を締結しなければならない。

14 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 同一事項について、2 通以上の入札書が提出された入札
- (4) 2 人以上の者から委任を受けた者がした入札
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札又は ¥ マークの記載が欠けている入札
- (6) 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札

- (7) 入札保証金の納付を要する入札において入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者がした入札
- (8) 入札書の日付が欠けている又は入札書の日付が入札年月日と合わない入札
- (9) 入札書が、鉛筆等容易に消去が可能な筆記用具を用いて記載されている入札
- (10) 1 回目の入札で落札者が決定せず、引き続き 2 回目の入札を行う場合において、1 回目の入札（3 回目の場合は、1 回目及び 2 回目）に不参加の者がした入札
- (11) 代理人が入札に参加する場合において、入札書に代理人の氏名及び代理人の使用印鑑（委任状押印の印鑑）が欠けている入札
- (12) 入札書の表記金額以外の文字の訂正について、訂正する文字に二重線を引き、その上部に正しい文字を記載し、その二重線の上に該当入札で有効となる訂正印（会社実印又は委任状押印の印鑑）が欠けている入札
- (13) 電子メール、電報、郵送又は F A X による入札
- (14) 提出することが求められる見積内訳書を提出しない者又は不備のある見積内訳書を提出した者がした入札
- (15) 連合その他不正な行為があった入札
- (16) その他入札に関する条件に違反した入札

15 入札の辞退

入札参加資格適否決定の通知で、適格者と判断された者（以下、「入札参加者」という。）は、入札執行が完了するまでは、いつでも入札を辞退することができる。

(1) 入札の辞退方法

入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を次のとおり申し出るものとする。

- ① 入札執行前にあっては、入札辞退届（様式 6）を学校教育課へ持参又は郵送して行う。
- ② 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札執行担当者に直接提出するものとする。

(2) 入札辞退者の扱い

入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

16 その他

- (1) 入札・開札・落札者の決定に関し、この公告に記載のないものについては、うるま市契約規則及びうるま市競争契約入札心得規程による。
- (2) 開札後、直ちに落札者名及び落札金額を発表し、後日、市ホームページで公表する。
- (3) 入札の参加者は、1 事業者あたり 1 人とする。
- (4) 入札参加予定者が体調不良（発熱や悪寒等）の場合は、代理の者に交代して入札に臨むこと。（代理の者が入札に参加する場合は、委任状の提出が必要となります）
- (5) 入札の際に提出された書類は返却しない。
- (6) 入札前において天災等やむを得ない事由が生じたときは入札の執行を延期し、又は取りやめる事がある。

17 問い合わせ先

うるま市教育委員会 学校教育課 学校 ICT 整備係 担当 山城・町田

電話番号：098-923-4061 FAX 番号：098-923-7142

E-mail：syouko-m2@city.uruma.lg.jp